

# 交通安全だより

二本松警察署 交通課

2023年3月1日 発行

## 今月の行事

- 1日(水)・交通事故ゼロ・歩行者優先の日
- 3日(金)・ひな祭り(桃の節句)・耳の日
- 11日(土)・東日本大震災発生から12年
- 15日(水)・シルバー交通安全の日
- 19日(日)・交通安全話し合いの日
- 23日(木)・踏切事故防止の日



## 新入学(園)児童・園児の交通事故防止運動の準備を

本運動は、令和5年4月6日から12日までの7日間、新入学・新入園となるこの時期に、通学、通園をはじめ、子どもの行動範囲、生活が大きく変化することや新しい年度が始まること、また、高齢者の行動形態も変化することで、子どもや高齢者が交通事故の被害に遭うおそれが高くなります。そこで、新入学(園)児の子どもと高齢者を交通事故から守るため、家庭、学校、園、地域が一体となって、啓発や交通安全教育活動を展開し、県民総ぐるみで子どもと高齢者の交通事故防止の徹底を図ることを目的として実施されます。新年度の準備の時期です。通学路を点検したり、交通上の危険箇所を把握して交通事故防止に努めましょう。



## 「もらい事故」を防ぐ運転

交通事故の多くは、自分が気をつけて安全運転をしているつもりでも発生します。見通しの悪い交差点からバイクや自転車が突然飛び出してきたり、前方で赤信号を無視して歩行者が急に車道に出てくることがあります。相手がミスをしたのだから、自分には過失はないと考えがちですが、たいていの交通事故では、車側に責任がないということはありません。場合によっては、自車の過失責任のほうが大きくなって多額の損害賠償義務を負い、刑事裁判でも過失運転致死傷罪などの判決を下される場合があります。たとえば、自転車が一時的停止を怠って飛び出してきた事故で、民事訴訟では運転者側が6割の過失責任を負うのが基本原則となっています。「もらい事故」と考えていたら、実は自分が第一当事者だったというわけです。



交通安全は  
心がけから!

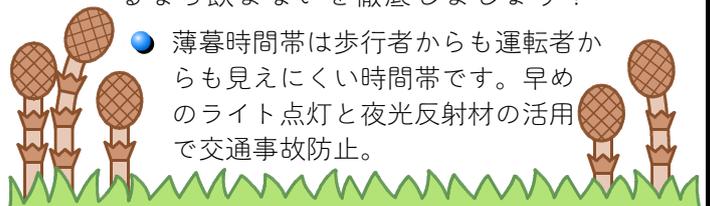
## 歩行中の交通事故を防ぐ

道路交通法では、歩行者が横断していたり、横断しようとしているときは、横断歩道の手前で一時停止をして通行を妨げない(第38条第1項)。また、横断歩道以外の場所でも、高齢歩行者や身体に障害のある人などが通行しているときは、一時停止や徐行をして通行を妨げない(第71条第2号の2)と定められています。それにもかかわらず、現実には、車が接近しているから横断しないだろうと考えて停止しない車が多く見られます。しかし、歩行者は、車の接近に気づかない、車が停止すると考えて横断してくるということがよくあるのでドライバーの一方的な判断は危険です。横断歩道接近時はもちろん、そうでない場所でも、横断しそうな歩行者がいなくどうか注意を払い、早めの発見に努め、歩行者を発見したときは、一時停止や徐行をして歩行者を事故から守りましょう。



「人優先」の意識で!

- 県内で、飲酒運転による違反や事故が増えています。飲んだら乗らない、乗るなら飲まないを徹底しましょう!
- 薄暮時間帯は歩行者からも運転者からも見えにくい時間帯です。早めのライト点灯と夜光反射材の活用で交通事故防止。



## 花粉症予防を徹底しよう

今年は、前年シーズンより花粉の飛散量が多くなる地域が目立つようです。場所によっては過去10年で最多の飛散が予想されていて、花粉症の人には悩ましい季節となっています。体調を整えることで、交通事故防止に努めましょう。

